県営住宅等条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成26年10月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第104号

県営住宅等条例等の一部を改正する条例

(県営住宅等条例の一部改正)

第1条 県営住宅等条例(平成9年岩手県条例第47号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(入居予定者の選考)	(入居予定者の選考)
	第7条 [略]	第7条 [略]
	2 [略]	2 [略]
	3 知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、引揚者、北朝	3 知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、引揚者、北朝
	鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律	鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律
	第143号)第3条第2項に規定する帰国被害者等又は規則で定める要件を	第143号)第3条第2項に規定する帰国被害者等又は規則で定める要件を
	備えている老人、心身障害者(現に同居し、又は同居しようとする親族	備えている老人、心身障害者(現に同居し、又は同居しようとする親族
	が心身障害者である者を含む。)、配偶者からの暴力の被害者若しくは	が心身障害者である者を含む。)、配偶者からの暴力の被害者 <u>、</u> 犯罪被
	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯	害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害
	罪被害者等(配偶者からの暴力の被害者を除く。)で速やかに住宅に入	者等(配偶者からの暴力の被害者を除く。) 若しくは平成23年3月11日
	居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず	において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民
	、優先的に、入居予定者として決定することができる。	等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に
		関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地
		<u>域に居住していた者</u> で速やかに住宅に入居することを必要としているも
		のについては、前項の規定にかかわらず、優先的に、入居予定者として
		決定することができる。
2	別表 (第3条関係)	別表(第3条関係)
	県営住宅等の名称 所在地	県営住宅等の名称 所在地
	[略]	[略]

県営平田アパート	[略]
県営北福岡アパート	[略]
[略]	

県営平田アパート	[略]
県営日向第2アパート	釜石市鵜住居町
県営北福岡アパート	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 県営住宅等条例の一部を改正する条例(平成25年岩手県条例第74号)の一部を次のように改正する。 別表の改正規定中

Γ

県営住宅等の名称	所在地
[略]	
県営西ケ丘北アパート	[略]
県営長谷堂アパート	[略]
[略]	

県営住宅等の名称	所在地
[略]	
県営西ケ丘北アパート	[略]
県営宮町アパート	<u>宮古市宮町二丁目</u>
県営磯鶏アパート <u></u>	宮古市磯鶏
県営佐原第2アパート	宮古市佐原一丁目
県営八木沢第2アパート	宮古市八木沢
県営長谷堂アパート	[略]
[略]	

Γ

県営住宅等の名称	所在地
[略]	
県営西ケ丘北アパート	[略]

県営住宅等の名称	所在地
[略]	
県営西ケ丘北アパート	[略]
県営宮町アパート	宮古市宮町二丁目
県営磯鶏アパート	宮古市磯鶏

t.

県営長谷堂アパート	[略]	
[略]		

県営佐原第2アパート	宮古市佐原一丁目
県営実田アパート	宮古市実田二丁目
県営上鼻アパート	宮古市上鼻二丁目
県営八木沢第2アパート	宮古市八木沢
県営鴨崎アパート	宮古市鴨崎町
県営長谷堂アパート	[略]
[略]	

改める。

第3条 県営住宅等条例の一部を改正する条例(平成26年岩手県条例第65号)の一部を次のように改正する。 別表の改正規定中

Γ

県営住宅等の名称	所在地
[略]	
県営明神前アパート	[略]
県営北野アパート	[略]
[略]	

県営住宅等の名称	所在地
[略]	
県営明神前アパート	[略]
<u>県営上平アパート</u>	大船渡市大船渡町
県営北野アパート	[略]
[略]	

Γ

県営住宅等の名称	所在地
[略]	
県営明神前アパート	[略]
県営北野アパート	[略]

県営住宅等の名称	所在地
[略]	
県営明神前アパート	[略]
<u>県営上平アパート</u>	大船渡市大船渡町
県営みどり町アパート	大船渡市盛町
県営北野アパート	[略]

1.7

に

[略]			[略]	
-----	--	--	-----	--

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分は、規則で定める日から施行する。